

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 14 号

◎北海道旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 3 月 18 日）

北海道旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。

令和 5 年 2 月 8 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第 5 条を次のとおり改める。

（旅客運賃）

第 5 条 特定者用の通勤定期乗車券の定期旅客運賃（旅客規則第 66 条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合にあつてはその合計額）は、第 3 条第 1 項に規定する通勤定期乗車券に対する定期旅客運賃を 3 割引したものとする。